

第3話<村の銀行>の要約と参考資料

第3話の要約

和合会は明治半ば、貨幣経済が浸透する山村で、土呂久の土地が高利貸等の手に渡らないようにするために創設された金融機関でした。ノーベル平和賞を受けたムハマド・ユヌス博士の“村の銀行”と同じように、助け合いの精神で貧しい農家の人を援助したのです。

第3話の参考資料

3-1 和合会盟約条例（全文）

（表紙）

和合會盟約条例

（扉）

本村大字岩戸土呂久門ニ於テ創立スル和合會盟約條例ヲ認定ス

印 明治二十三年九月十三日

西臼杵郡岩戸村長 土持信敬

（前文）

ひとなれや
人奈連哉人奈連哉誠の人奈連哉

世人皆五官を供へ其上紅顔姿状厳美奈る登喜を何を以て誠否別たむ哉そハ唯皮相の
美誠尔して佞能字尔近し余が事に謂 処の誠の人ハ忠孝仁義の四柱を以て一家一村一
国を創立し身業口業意業共ニ清正なる達誠の人と云 爾

編者 佐藤善縁 識ス

明治二十三年六月

（本文）

和合會盟約条例

制課

第一条 此条例ハ崇徳奥仁ノ達意ヨリ生リ一般人民ノ根守ス可大義タルカ故ニ当
門中協議ノ上永久ニ之行施ス

第二条 本会盟約公衆ノ財産ハ一般盟約公衆へ融通シ互ニ公正ノ利ヲ材モノトス

第三条 盟約公衆ニ限り税金滞納且身代限り等ノ事件ニハ本会ヨリ救助シ目悪キ姿
状ヲ他人ニ顕サルコト

但 平素ノ業正シカラサルハ其耳露ニ預ル事ヲ得ス

第四条 本会会員ニ限り金額其他諸品一般借賃ノ際ハ証券ヲ用イス直チニ台帳ニ記
載シ印紙ヲ貼用ルコト

但 期限ハ六カ月トス

第五条 本会会員ニ限り金額諸品ノ利子ハ月壹錢ト議定ス

- 第六條 本會會員ニ限り金額諸品借用ニト欲ル際ハ相当ノ抵当品ヲ携ヘ十日前ニ其旨役員ヘ申出スヘシ役員ハ其抵当品ヲ認定シ直ニ貸与ノ策ヲナスヘシ
但 抵当品壹円ノ評価ノモノニハ總テ八拾錢以上ヲ貸与ス
- 第七條 本會公衆ニ限り税金其他生死等急迫ノ際ハ抵当無シ貸与ス
但 其数ハ五円以下トス
- 第八條 本會會員ニ限り金額其他諸品返還ノ際元株枝子調足セサル節ハ猶六カ月ヲ据置其期限内ニ悉皆調金セサル時ハ役員一統協議ノ上止ヲ得サル場合ト認定スル時ハ二カ年ノ猶予ヲ為ス
但 其中調足セサルハ直ニ抵当品ヲ引上ルモノトス
- 第九條 本會會員中ニ金額諸品不用ノ節ハ役員中協議ノ上他村ニ貸出ス其際一般成規ヲ抑クモノトス
但シ利子ハ貳歩以下ニシテ六カ月ヲ限トス
- 第十條 本會ヘ金額諸品預託セント欲スル際者何時ヲ撰ス多少論セス役員ヘ申込ヘシ役員ハ是ヲ改メ受取り記帳シ直ニ預書證ヲ認メ割判シ預託主ヘ渡ヘシ
但 預託主預リ証券ヲ紛失ル節ハ直ニ役員ヘ申出シ預リ証ヲ受ヘシ若預リ証無キ時ハ其人ノ損タルヘシ
- 第十一條 借用主不都合ニ而抵当品引上ノ際ハ役員一統協議シ可燃策ヲ設金額振出主ヘ宛附拵者一切無キモノトス
但シ金主ノ望ニ由テハ此限ニアラス
- 第十二條 毎年兩度五月十一月役員一統集會シ本會ヘ投託金ト貸出金ト数算且利算シ其斐算標ヲ一般公衆ヘ示スモノトス
- 第十三條 本會公衆ニ限り猥ニ抵当品ヲ他村ニ書込ムコトヲ禁ス若シ頼母子講等止ムヲ得サル場合ニハ役員允許ヲ得而後書込可キモノトス
- 第十四條 本會會員費ハ金額借用主ヨリ壹円ニ附一期ニ壹厘ヲ收納シ又預託主ヨリ金壹円ニ附一期ニ壹厘ヲ收納ス是以テ供事
- 第十五條 役員ハ一般公衆ノ投票ヲ以選舉ス
會長一名 助員三名 世話係六名
一、會長ハ本會中ノ万緒ニ關係ス
二、助員ハ會長ヲ助ケ欠事ヲ補フ
三、世話係ハ一般ノ情ヲ汲ミ諸端ノ不正ヲ正ス
- 第十六條 現役ノ期限ハ三カ年トス人望ニ由テハ再撰再三撰ニ預ルヲ得事
- 第十七條 役員ハ一切名譽職ニシテ無給トス
但 期限ニ由テハ公衆ヨリ些少ノ報酬ヲナスコトアリ
- 第十八條 現役中ハ辭職ヲ望ムモ公衆ヨリ己ヲ得サル場合ト認定スルニアラサレハ許サス
- 第十九條 一般公衆ノ選舉ヲ得テ役員ニ列スル者各所有産ヲ悉皆本會ヘ差出シ置可

キモノトス

第二十条 一般公衆ノ財産ニ付役員一統協同シ不正ヲ行フ節ハ一般公衆ヨリ是ヲ正シ直ニ役員ノ財産ヲ引上ル事ヲ得

右前記之条々堅ク遵守ス可シ若シ違背スル者ハ入俗随郷ノ正民ニアラサル故ニ公民タル一切ノ権義ヲ省ク者也

第二十条 永代売渡地所一家腹起ノ際其ノ子孫買戻ノ歎願ニ相成候節至当ノ件ト役員中認スル際ハ直ニ売戻スヘキコト

但シ売渡人此地ニ於テ末代懸念無キト定ルモノハ后日ニ於テ斐シテ歎願ヲ用サルコトトス

盟約公衆連名左ノ如シ

(以下に、佐藤数蔵はじめ 35 人の署名捺印がある)

役員連名

(以下に、会長佐藤三蔵はじめ 10 人の署名捺印がある)

明治二十三年九月十三日

3-2 佐藤善縁について

佐藤善縁の甥の妻、佐藤トヨセさんの話（1977年1月23日聴取）

善縁は「長石」の生まれで、この家のあとをとった笹一郎の弟。本名は金松というた。善縁は明治になるかならんかのころ生まれたもんじゃろう。14歳のとき、^{たばる}田原のなんちいうお寺かしらんが、そこに坊さんに出た。学校はなかったろうな、そこは。お寺に行とらしたからじゃないやろか。字を覚えて、村の子どもに教えた、という。

田原のお寺に何年おったかわからんが、帰ってきて、長石の離れに一人で住んで、蚕を1年ども養うたかしらん。そのとき、三代土さんのお父さんたちが字を習いに来とったらしい。他に、近くに字を教える人がおらざったものでしょう。「金おじさん。金おじさん」と言っていた。

そのあと、土呂久には仕事がないから、また出て行かっしやたものやろな。そして、肥後の長洲で嫁をもろうた。嫁をもろうたあとは、大牟田の三池炭鉱におらしたふうじゃけ、土呂久には戻ってきてはおらん。三池では坑内じゃねえっちゃろ、坑口につとめよらしたもんじゃ。事務じゃろう。大牟田では「ぜんろく」ち、人が言わすといひよらした。縁が禄に似とるもんじゃけ。